

# 令和4年度 柳川市立昭代第一小学校 いじめ防止基本方針

～いじめをしない させない みのがさない～

※平成27年3月 福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】

※平成29年3月 国のいじめ防止基本方針改定

※平成29年12月 柳川市いじめ防止基本方針を元に

## 1 いじめの防止に関する基本的な考え方

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校、家庭、地域、その他の関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

そこで、国の方針におけるいじめの防止等に関する基本的な考え方、福岡県はいじめ防止基本方針を受け、本校でも、「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの早期対応を行うために、地域や家庭・関係機関と連携したいじめへの組織的な取り組み、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするものである。

- 「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」
- 「いじめは、どの子どもにも」、「どの学校にも、起こりうる」という危機意識を持つこと。
- いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めること。
- いじめについて、本校職員がそれぞれの役割と責任を自覚し、関係者が一体となった継続的な取組が必要。

## 2 「いじめ」の定義

【定義】（いじめ防止対策推進法より）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

（注1）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

（注2）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりする事などを意味する。

## 3 いじめの防止等に対する措置

いじめの防止等に関しては、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見の取組の充実、早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を継続的に図っていく。

### （1）いじめを生まない教育活動の推進

- ・全校朝会等における命の大切さや人権についての校長講話。
- ・アンケート、個人面談、校内研修等の取組の実施状況を学校評価項目に位置付ける。
- ・生徒指導の留意点を意識した指導を行う。

- ・児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるように、道徳科の時間（親切・思いやり、生命の尊さ）を要とした道徳教育の充実を図り、命の尊さを知り、自他の命を大切にしようとする心情や、相手のことを思いやり親切にする態度を養う。
- ・学級活動において、望ましい人間関係の構築を目指し、学級の支持的風土を醸成する。
- ・あいさつ部会組織による取組で、とげとげ言葉を減らし、よりよい人間関係を構築する。
- ・ネット上の誹謗中傷、いじめなどについて考える、「保護者と学ぶ規範意識」の学習を4年生で行う。

## (2) 早期発見

- ・毎月児童に対し、ハッピーアンケートを実施し、いじめの早期発見に努める。その結果と教師のチェックリストを使った観察とを照らし合わせ、より確実な実態把握をする。
- ・市のいじめに関するアンケート調査、学校生活・環境多面調査による実態把握をする。
- ・学期1回の教育相談、面談の実施  
※アンケート結果も参考にし、教育相談週間を設け全員と面談する。
- ・相談ポスト（保健室前）の活用
- ・家庭向けいじめのチェックリストを配布し、あらゆる場面でのいじめに対するアンテナを張る。
- ・いじめの報告をしっかりと行うように周知する。

### ① いじめアンケート及びチェックリスト項目

毎月、いじめアンケートを児童に実施し、それに基づき全員に面談するが、教師は、チェックリストを活用し、早期発見に努める。（アンケート結果は、児童在学中、保存・保管する。）

#### ① 遅刻、早退、欠席の状況から

- 一人遅れて教室へ入る。
- 理由もないのに早退する。
- 頭痛、腹痛、吐き気などの理由でたびたび休むようになる。

#### ② 学習の状況から

- 始業時刻ぎりぎりに学校へ来て、授業が終わるとすぐに下校する。
- 学習に意欲をなくし、学業成績が極端に落ち込む。
- 正しい意見なのに、なぜか指示されない。ほめると周囲から嘲笑が起こる。

#### ③ 生活、行動の状況から

- 休み時間や昼食時、放課後など、独りであることが多くなる。
- 用事もないのによく職員室に来る。
- 常に他の児童の言いなりになっている。
- 洋服が破れたり、汚れたりしている。
- 物がなくなる、隠される、机やノートなどに落書きされる。
- いつもおどおどしていて教師を避ける。
- 生気がない、気持ちが落ち込んでいる、独りで泣いている。
- 教育相談、日記、班ノートなどに不安、悩みなどを訴える。
- グループから急に離れるなど、交遊関係が変化する。
- 悪口や陰口の中に特定の名前が集中する。
- 教師が近付くとグループの児童が不自然に分散する。

#### ④ 健康の面から

- 食欲がない、腹痛、吐き気などを訴える。
- 打撲のあとや傷などが見られる。

## ②「チェックリスト」活用状況の留意点

チェックリストは、早期発見のための一つの手立てとして考え、総合的に判断していく。

- ・日常生活をきちんと観察するとともに、児童の話を傾聴する。
- ・チェックリストは、一つのサインであり、多くの教師の眼で内容をさらに具体化する。
- ・チェックをすることだけが目的ではなく、適切かつ迅速な対応を心がける。

## (3) 早期対応

・「校内いじめ対策委員会」を月1回開催し、いじめ問題への組織的指導体制を整備するとともに、いじめが発覚した場合は、委員会を中心に対応していく。

※構成員は、【校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、いじめ対策担当、(当該学年)、養護教諭】

必要に応じ、柳川警察署スクールサポーターの方に相談する。

- ・いじめ問題に迅速に対応、対処できるように、「いじめ発生時の対応マニュアル」を整備しておく。また、年度当初の職員会議において、対応についての共通理解を図り、迅速に対処できるようにしておく。
- ・重大な事態（「いじめ防止対策推進法」第28条第1項第2号）においては、警察・児童相談所・医療機関・法務局等多様な関係機関と連携できる体制の構築や、関係機関による取組と学校や教育委員会等が連携するなど、より密接な連携を図り、いじめ問題の早期解決に努める。

## (4) 児童理解と教育相談体制の整備

・月1回の情報交換会の開催（全職員参加）

※「配慮を要する児童」について情報交換して、児童の状況を共通理解する。

- ・必要があると思われる場合は、スクールカウンセラーや相談機関、教育委員会と連携できるように相談体制を整備しておく。

## (5) 教員研修の充実

- ・夏季休業中に気になる児童に関する研修会を行う。
- ・いじめの問題に関する研修に参加し、他の職員に研修内容を広める。
- ・環境部による校内いじめ防止研修会を行う。

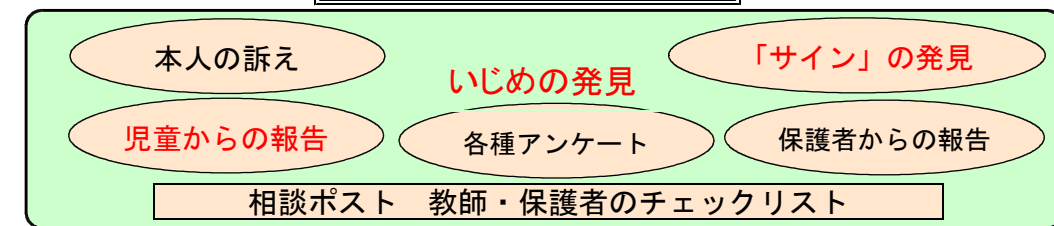
## (6) 地域・家庭との積極的連携

- ・PTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨および法に基づく対応に係る広報啓発。  
(方針をPTA総会資料に入れる)
- ・保護者への連絡、保護者からの情報収集  
※児童の状況・取組内容の家庭への連絡
- ・保護者用いじめチェックリストの活用  
(6月・10月いじめ撲滅月間を設定)
- ・学級懇談会での話し合い(6月、12月、2月)  
※インターネットを通じて行われるいじめについての家庭用リーフレットの配付・活用
- ・柳川市教育相談チラシを配布  
※児童・生徒向け、保護者向け、教職員向け
- ・ホットライン24相談窓口の周知の徹底

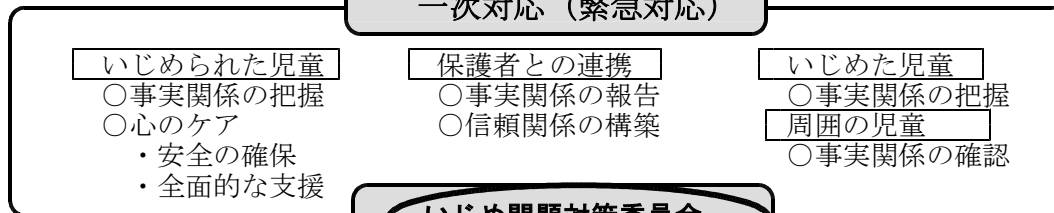
※学校全体で職員のアンテナを高くして、子どもたちを見守る。

#### 4 いじめ問題への対応（組織の設置）と留意点

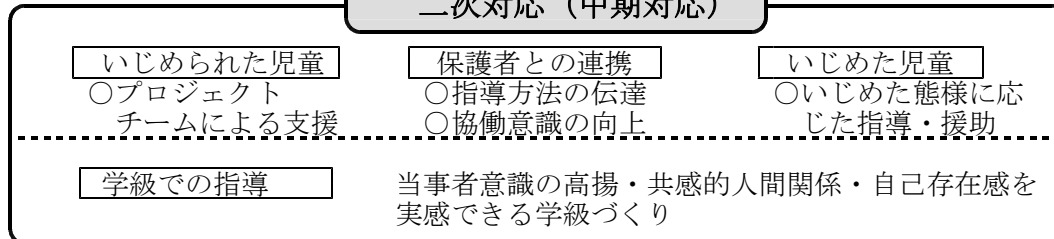
##### いじめ問題への対応の手順



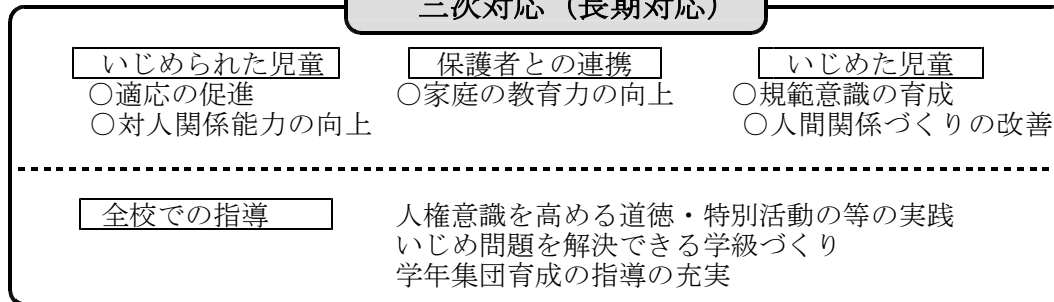
##### 一次対応（緊急対応）



##### 二次対応（中期対応）



##### 三次対応（長期対応）



##### いじめの未然防止に向けた取組

- 学校体制の整備（いじめ対策委員会の月1回の開催）
- いじめ問題に関する教員研修  
（人間関係形成力の育成、教員のカウンセリング能力の向上）
- 学校・家庭・地域連携による取組  
（いじめ家庭用チェックリスト、家庭用リーフレットの配布）

##### 留意点

- 発見者は管理職への迅速な報告  
（いじめに係る情報の報告を行わないことは法の規定に違反）
- 対応の記録を時系列でまとめる

- いじめ対策委員会で協議・迅速な対応

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導担当・いじめ対策担当・当該学年・養護教諭

- 外部機関との連携は管理職が窓口

- いじめ対策委員会での協議事項を全職員で共通理解を図る
- 長期的な対応になる場合、いじめられた児童・保護者、いじめた児童・保護者に、それぞれ担当職員をおき、連絡調整・指導・支援を行う

- 「いじめに係る行為が止んでいること」（少なくとも3ヶ月）と「被害者が心身の苦痛を感じていないこと」（面談等により確認）を基準に解消を判断する。

- 必要に応じ、学校側の立ち位置を確認するため、スクールアドバイザーへアドバイスを求める

## 5 早期発見・早期対応にむけての計画及び職員研修計画

早期発見・早期対応に向けての計画	職員研修計画
<p><b>① 早期発見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教職員           <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談の実施（5月、10月、2月）</li> <li>・いじめ対策委員会（毎月1回）</li> <li>・各種アンケートを参考にした情報交換会（全職員参加 毎月1回）</li> <li>※気になる児童の情報共有化と指導方針の共通理解</li> <li>・サインへの気づき（日常的に）</li> <li>いじめアンケート、チェックリストの活用</li> <li>日常観察と生活背景の理解</li> <li>時間の共有 遊び、給食、掃除(師弟同行)</li> </ul> </li> <li>○ 児童           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハッピーアンケートの実施（毎月）</li> <li>・市いじめアンケートの実施（1学期）</li> <li>・相談ポストの設置（常時）</li> </ul> </li> <li>○ 保護者           <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめチェックリストの家庭への配布（6月、12月）</li> <li>・学級懇談会で話し合い（6月、12月、2月）</li> <li>※ネット上のいじめについてのリーフレット活用</li> <li>※ホットライン24相談窓口の周知</li> </ul> </li> </ul> <p><b>② 早期対応（必要に応じて迅速に）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策委員会のを開催し組織的に対応</li> <li>○いじめ発生時の対応マニュアルの整備</li> <li>○家庭との連携</li> <li>○関係機関との連携（市教委、SC、SV、児相、警察関係等）</li> </ul>	<p><b>① 児童理解・人権感覚を高める研修</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4月 本校の「いじめ防止基本方針」・教育相談実施計画について、共通理解をする。</li> <li>6月 保健主事研修会への参加（保健主事） 研修内容の全職員への報道</li> <li>7月 1学期取組みの評価・改善 SCを招聘しての児童理解研修会</li> <li>8月 いじめ防止の研修会を実施（いじめ防止対策推進法、いじめのメカニズム、新福岡県いじめ問題総合対策等）</li> <li>11月 不登校・いじめ対応実践研修への参加（主幹教諭） 研修内容の全職員への報道</li> <li>12月 2学期の取組み評価・改善</li> <li>2月 いじめ防止研修会を実施 次年度教育指導計画作成による共通理解</li> <li>3月 3学期取組み評価・改善</li> </ul> <p><b>② 市、県主催による人権・同和教育、生徒指導研修会への参加と報告による共有</b></p>